青森大学薬学教育センター規程

(目的)

第1条 青森大学(以下「本学」という。)学則第1条第2項並びに第3項の規定及び本学入学者選抜・継続支援管理委員会(以下「委員会」という。)規程第3条第4項の規定に基づき、地域へ社会貢献できる優秀な薬剤師の育成を目指し、薬学教育の質的充実によりディプロマポリシーの達成を図るため、効率的な教育システムの構築・運営の組織的支援の核として青森大学薬学教育センター(以下「センター」という。)を設置する。

(業務)

- 第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1)在学生に対する学習支援の企画及び実施、相談の受付
- (2)入学前教育の企画及び実施
- (3) 卒業生に対する国試合格へ向けたサポート
- (4) その他センターの目的達成のために必要な事項

(構成員)

- 第3条 センターには、次の各号に掲げる委員を置く。
- (1)センター長
- (2)副センター長
- (3)センター教員
- (4)センター職員

(センター長)

- 第4条 センター長は、センターの業務に関する事項を統括する。
- 2センター長は、薬学部教授から学長が任命する。
- 3任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(副センター長)

- 第5条副センター長は、センター長を補佐し、センター長が業務に支障が生じた場合には、その 職務を代行する。
- 2 副センター長は、薬学部教員からセンター長が任命する。
- 3任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター教員)

第6条 センター教員は、センター長及び副センター長の指示により業務を遂行する。 2センター教員は、薬学部教員からセンター長が任命する。

3任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

- 第7条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1)第2条に掲げる業務に関する事項
- (2)年間計画の策定に関する事項
- (3)センターの予算に関する事項
- 2委員会の委員は、センター長のほか、副センター長、薬学部長及び経営戦略局長とする。
- 3委員会は、必要に応じ、委員以外の教職員の出席を求めることができる。

(事務局)

- 第8条事務局にセンター職員を置き、委員会の方針に基づきセンターの業務に係る事務を処理する。
- 2 経営戦略局長は、センターの事務を円滑に行うため、センター職員に対しセンターの事務に 従事するよう、2 名の者を指名することができる。
- 3事務局は5号館5階の薬学教育センター内に設置する。
- 4事務局の運営時間は下記の通りとする。

月~金曜日: 午前 8 時 30 分~13 時 00 分 午後 13 時 50 分~17 時 00 分 土、日曜日、祝日および本学が定めた休日は休局とする。

5 職員は業務終了後、日報を作成しセンター長へ提出する。

(改正)

第9条この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附則

- 1青森大学薬学教育センターの設置に関する規程は廃止する。
- 2この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 青森大学薬学教育センター運用規程は、青森大学薬学教育センター規程に改める。